

平成 2 2 年度臨時総会議案書

日時 平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日（火） 1 5 時 0 0 分～

会場 さいたま共済会館 4 0 2 会議室

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会平成22年度臨時總會次第

日時 平成22年12月21日(火) 15時00分～

会場 さいたま共済会館 402会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 定足数の報告

4 議長選出

5 議事録署名人及び書記任命

6 議 事

第1号議案 公益社団法人移行について

第2号議案 平成22年事業計画の補正

第3号議案 平成22年度特別会計収支補正予算

第4号議案 平成23年度事業計画

第5号議案 平成23年度収支予算

第6号議案 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款の
改正

第7号議案 入会金及び会費規則の改正

第8号議案 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の会員
構成に対する付帯決議について

7 閉会のことば

別紙のとおり議案を提出します。

平成22年12月21日

会	長	岩	崎	仁	三	郎
副	会	長	倉	林	信	夫
副	会	長	久	下	武	男
副	会	長	太	幡		豊
副	会	長	遠	山		誠
専	務	理	事	内	藤	秀
理		事	門	脇		誠
	〃		山	田	寛	之
	〃		小	川	康	雄
	〃		鈴	木	康	隆
	〃		鈴	木	正	人
	〃		直	井		裕
	〃		阿	久	津	裕
	〃		山	口	邦	男

公益社団法人移行について(案)

決 議

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、公益社団法人に移行を目指す。

決議主旨

公益法人制度改革関連3法が平成18年5月26日成立し、平成20年12月1日施行された。現在、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は特例民法法人となり平成25年11月30日までに公益社団法人に移行するか、一般社団法人に移行するか又は解散をするかの選択をし、期限までに移行等を完了させなければならない。

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、今まで「不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的」に掲げ社団法人として15年に亘り公益事業等の活動を行ってきた。今後においても名実共に公益社団法人として社会貢献を図っていく。

第2号議案

平成22年度事業計画の補正（案）

2 事業実施計画（補正後予算額・単位万円）

【公的土地評価委員会】〔1,070〕を〔6,936〕に。

1 受託事業〔1,000〕を〔6,866〕に。

③平成22年度地価調査（350）を（6,216）に。

平成22年12月21日

特別会計 収支補正予算書（案）

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

（社団法人埼玉県不動産鑑定士協会）

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	0	0	0	
②特定資産運用収入				
特定資産利息収入	200	0	200	
③受託関連事業収入				
固定資産標準評価収入	2,250,000		2,250,000	
固定資産時点修正収入	3,900,000	0	3,900,000	
地価調査収入	3,500,000	58,660,000	62,160,000	
④独自事業収入				
データバンク事業収入	16,000,000	0	16,000,000	
⑤雑収入				
受取利息収入	1,000	0	1,000	
雑収入	10,000	0	10,000	
事業活動収入計	25,661,200	58,660,000	84,321,200	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
固定資産標準評価支出	2,000,000		2,000,000	
固定資産時点修正支出	3,000,000	0	3,000,000	
地価調査支出	3,500,000	58,660,000	62,160,000	
データバンク事業支出				
資料費支出	2,800,000	0	2,800,000	
新スキーム負担金	15,000,000	0	15,000,000	
消耗品費支出	400,000	0	400,000	
広報事業費支出	100,000	0	100,000	

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	備 考
②管理費支出				
人件費支出				
職員基本給支出	6,620,000	0	6,620,000	
職員特別手当支出	2,600,000	0	2,600,000	
職員諸手当支出	400,000	0	400,000	
法定福利費支出	1,300,000	0	1,300,000	
労災保険料支出	300,000	0	300,000	
臨時雇用賃金支出	700,000	0	700,000	
退職給付支出	210,000	0	210,000	
一般運営費支出				
旅費交通費支出	10,000	0	10,000	
消耗品費支出	400,000	0	400,000	
印刷製本費支出	100,000	0	100,000	
通信運搬費支出	1,100,000	0	1,100,000	
賃借料支出	2,730,000	0	2,730,000	
委託費支出	2,100,000	0	2,100,000	
総会費支出	300,000	0	300,000	
役員会費支出	1,800,000	0	1,800,000	
交際費支出	100,000	0	100,000	
報酬支出	700,000	0	700,000	
租税公課支出	2,000,000	0	2,000,000	
雑費支出	100,000	0	100,000	
事業活動支出計	50,370,000	58,660,000	109,030,000	
事業活動収支差額	△24,708,800	0	△24,708,800	
Ⅱ投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出の部				
退職金給与預金	400,000	0	400,000	
固定資産取得支出				
什器備品購入支出	1,600,000	0	1,600,000	
投資活動支出計	2,000,000	0	2,000,000	
投資活動収支差額	△2,000,000	0	△2,000,000	
Ⅲ財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
一般会計借入金収入	27,000,000		27,000,000	不足額を借入れ
財務活動収入計	27,000,000	0	27,000,000	
2 財務活動支出				

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	備 考
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	27,000,000	0	27,000,000	
IV予備費支出	913,982	0	913,982	
当期収支差額	△622,782	0	△622,782	
前期繰越収支差額	622,782	0	622,782	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成22年12月21日

収支補正後予算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(社団法人埼玉県不動産鑑定士協会)

科 目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産利息収入	0	0		0
②特定資産運用収入				
特定資産利息収入	100	200		300
③入会金収入	800,000	0		800,000
④会費収入				
会費収入	12,000,000	0		12,000,000
特別会費収入	20,400,000	0		20,400,000
⑤補助金等収入				
無料相談会補助金収入	100,000	0		100,000
⑥受託関連事業収入				
固定資産標準評価収入	0	2,250,000		2,250,000
固定資産時点修正収入	0	3,900,000		3,900,000
地価調査収入	0	62,160,000		62,160,000
⑦独自事業収入				
データバンク事業収入	0	16,000,000		16,000,000
⑧雑収入				
受取利息収入	10,000	1,000		11,000
雑収入	120,000	10,000		130,000
事業活動収入計	33,430,100	84,321,200		117,751,300
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
各種相談会支出	1,520,000	0		1,520,000
研修研究事業支出	1,270,000	0		1,270,000
広報事業費支出	1,420,000	100,000		1,520,000
公益法人検討支出	350,000	0		350,000
固定資産標準評価収入	0	2,000,000		2,000,000
固定資産時点修正支出	0	3,000,000		3,000,000
地価調査支出	0	62,160,000		62,160,000
データバンク事業支出	0	18,200,000		18,200,000
②管理費支出				
人件費支出	6,440,000	12,130,000		18,570,000
一般運営費支出	18,160,000	11,440,000		29,700,000

科 目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合 計
事業活動支出計	29,160,000	109,030,000		138,190,000
事業活動収支差額	4,270,100	△24,708,800		△20,438,700
Ⅱ 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
積立預金収入（取崩）	9,000,000	0		9,000,000
投資活動収入計	9,000,000	0		9,000,000
2 投資活動支出				
退職金給与預金支出	160,000	400,000		560,000
什器備品購入支出	1,100,000	1,600,000		2,270,000
投資活動支出計	1,260,000	2,000,000		3,260,000
投資活動収支差額	7,740,000	△2,000,000		5,740,000
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
一般会計借入金収入	0	27,000,000	27,000,000	0
財務活動収入計	0	27,000,000	27,000,000	0
2 財務活動支出				
特別会計貸付金支出	27,000,000	0	27,000,000	0
財務活動支出計	27,000,000	0	27,000,000	0
財務活動収支差額	△27,000,000	27,000,000	0	0
Ⅳ 予備費支出	921,051	913,982		1,834,879
当期収支差額	△15,910,951	△622,782		△16,533,733
前期繰越収支差額	15,910,951	622,782		16,533,733
次期繰越収支差額	0	0		0

第4号議案

平成23年度事業計画（案）

平成23年4月1日～平成24年3月31日

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、次の基本方針により、事業の円滑な運営に努める。

1. 基本方針

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発に努める
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する各種相談会を開催する
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修を実施する
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、管理及び情報の提供に努める
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等を発行する
- (6) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び事業を受託する
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を実施する

2. 事業実施計画（予算額・単位万円）

【総務財務委員会】【80】

- 1 財務内容の健全化、収入の確保・支出の見直し
- 2 会員の福利厚生の向上に関する施策の検討
- 3 諸規程の制定及び見直し
- 4 鑑定評価に関する各種ツール及び基礎資料の充実・管理についての検討【30】
 - ①住宅地図・ブルーマップの購入
- 5 個人情報保護に関する情報管理の徹底についての施策の推進
- 6 係争対応【50】

【研究広報委員会】【336】

- 1 有料相談会の開催【30】
- 2 無料相談会の開催(春・秋・月例)【86】
- 3 研修・研究事業【80】
- 4 各種広報活動(埼玉新聞等)【115】
- 5 士会だよりの発行【25】

【業務推進委員会】〔2, 111〕

- 1 データバンク事業の運営・改善〔1, 958〕
- 2 REA-Netシステム対応〔90〕
- 3 研修会の開催〔25〕
- 4 業務推進活動調査〔10〕
- 5 友好土業〔28〕

【公的土地評価委員会】〔6, 580〕

- 1 受託事業〔6, 510〕
 - ①平成24基準年度固定時点修正（300）
 - ②平成23年度地価調査（6, 210）
- 2 調査研究及び研修〔70〕
 - ①農地、山林、雑種地価格及び堤外民地の広域的な価格検討（10）
 - ②大規模工場の公益的な価格検討（10）
 - ③市町村〔資産税担当〕向けの研修会及び鑑定士の講師派遣（30）
 - ④地価公示、地価調査に於ける独自分析の検討（10）
 - ⑤固定評価員会議の開催（10）
 - ⑥固定資産評価に関わる路線価付設業務
 - ⑦固定資産評価に関わる建物評価
 - ⑧再開発、区画整理に関わる分野の研究
 - ⑨ゴルフ場の評価研究

平成 2 3 年度主要事業計画表（案）

年 月	実 施 内 容	会 場
2 3 年 4 月	2 日（土） 無料相談会（県下 2 会場） 1 5 日（金） 理事会 1 5 日（金） 月例無料相談会 2 8 日（木） 監査	浦和・川越 さいたま共済会館 埼玉建設会館 埼玉建設会館
5 月	1 3 日（金） 理事会 2 0 日（金） 月例無料相談会 2 5 日（水） 通常総会（平成 2 2 年度決算）	埼玉建設会館 浦和ワシントンホテル
6 月	1 7 日（金） 理事会 1 7 日（金） 月例無料相談会	埼玉建設会館
7 月	1 5 日（金） 理事会 1 5 日（金） 月例無料相談会	埼玉建設会館
9 月	1 6 日（金） 理事会 1 6 日（金） 月例無料相談会	埼玉建設会館
1 0 月	1 日（土） 無料相談会（県下 2 会場） 2 1 日（金） 理事会 2 1 日（金） 月例無料相談会	大宮・熊谷 埼玉建設会館
1 1 月	1 8 日（金） 理事会 1 8 日（金） 月例無料相談会	埼玉建設会館
1 2 月	1 6 日（金） 理事会 1 6 日（金） 月例無料相談会	埼玉建設会館
2 4 年 1 月	2 0 日（金） 理事会	
2 月	1 7 日（金） 理事会 1 7 日（金） 月例無料相談会	埼玉建設会館
3 月	9 日（金） 理事会 1 6 日（金） 月例無料相談会 下 旬 通常総会（平成 2 3 年度予算）	埼玉建設会館

第5号議案

収支予算書（案）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
（1）経常収益				
特定資産運用益				
受取利息	300	0	300	600
受取入金	0	0	800,000	800,000
受取会費				
正会員受取会費	0	0	12,000,000	12,000,000
特別会員等受取会費	3,990,000	0	1,500,000	5,490,000
事業収益				
時点修正	3,900,000	0	0	3,900,000
地価調査	62,100,000	0	0	62,100,000
データバンク	16,000,000	0	0	16,000,000
受取補助金等				
相談会	100,000	0	0	100,000
雑収益				
受取利息	11,000	0	10,000	21,000
雑収益	500,000	0	120,000	620,000
経常収益計	86,601,300	0	14,430,300	101,031,600
（2）経常費用				
事業費				
給与手当	9,700,000	0		9,700,000
臨時雇賃金	3,000,000	100,000		3,100,000
法定福利費	1,600,000	0		1,600,000
広告宣伝費	1,200,000	0		1,200,000
総会費	600,000	100,000		700,000
旅費交通費	5,600,000	100,000		5,700,000
研修会費	730,000	50,000		780,000
通信運搬費	1,500,000	50,000		1,550,000
減価償却費	1,500,000	0		1,500,000
消耗品費	1,270,000	50,000		1,320,000
修繕費	200,000	0		200,000

印刷製本費	1,200,000	0		1,200,000
賃借料	5,300,000	50,000		5,350,000
諸謝金	64,820,000	0		64,820,000
租税公課	2,000,000	0		2,000,000
支払負担金	18,000,000	0		18,000,000
委託費	5,000,000	0		5,000,000
雑費	100,000	50,000		150,000
管理費				
給与手当			4,000,000	4,000,000
臨時雇賃金			200,000	200,000
退職給付費用			0	0
法定福利費			600,000	600,000
福利厚生費			150,000	150,000
会議費			150,000	150,000
旅費交通費			1,000,000	1,000,000
通信運搬費			300,000	300,000
減価償却費			50,000	50,000
消耗品費			400,000	400,000
修繕費			200,000	200,000
印刷製本費			350,000	350,000
賃借料			1,000,000	1,000,000
諸謝金			2,000,000	2,000,000
交際費			1,000,000	1,000,000
租税公課			100,000	100,000
支払負担金			50,000	50,000
雑費			290,000	290,000
経常費用計	123,320,000	550,000	11,840,000	135,710,000
評価総益調整前当期増減額	-36,718,700	-550,000	2,590,300	-34,678,400
評価総益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	-36,718,700	-550,000	2,590,300	-34,678,400
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-36,718,700	-550,000	2,590,300	-34,678,400

第6号議案

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款（案）

改定理由

公益法人制度改革関連3法が平成18年5月26日成立し、平成20年12月1日施行された。現在、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は特例民法法人となり平成25年11月30日までに公益社団法人に移行するか、一般社団法人に移行するか又は解散をするかの選択をし、期限までに移行等を完了させなければならない。

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、今まで「不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的」に掲げ社団法人として15年に亘り公益事業等の活動を行ってきた。今後においても名実共に公益社団法人として社会貢献を図っていく。

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款を作成するに当たっては、新公益社団法人の機関設計について現社団法人埼玉県不動産鑑定士協会のものを多く踏襲すること、並びに、新制度に於ける法律やそれに基づく命令の規定に適合するようにした。

改正案は、以下のとおりである。

改定案

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款

平成 年 月 日 制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び受託事業
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、整理及び情報の提供
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談等各種相談
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修

(6) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行

(7) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するために、必要に応じて次の事業を行う。

(1) 会員の資質向上のための研修・情報の提供

(2) その他公益目的事業を達成するために関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同する下記の会員であつて、8条の規定により、この法人の会員になった者をもって構成する。

(1) 正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者及び埼玉県内に住所又は勤務地がある不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む、以下同じ。）。ただし、他の不動産鑑定士で構成する団体（都道府県不動産鑑定士協会）に所属していない者

(2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者及び永年本会の正会員として会の運営に功績があつた者

(3) 名誉会員 この法人に特に功労のあつた者又は学職経験者で総会において推薦された者

2 正会員のうち、不動産鑑定士及び不動産鑑定士でない不動産鑑定業者の代表者から委任された不動産鑑定士をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員とする。

(倫理の保持及び高揚)

第7条 会員は、不動産鑑定評価の社会的重要性に鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準並びにこの法人の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、品位の保持及び資質の向上に努め、その責務を果たすよう努めなければならない。

(会員の資格の取得)

第8条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会に際しては、理事会で定まる基準により、理事会で可否を決定し、本人に通知する。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、会員は、次条に定める額を支払う義務を負う。

(入会金及び会費)

第10条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であつて、不動産鑑定士の資格で正

会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 会員となった者は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

4 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員のものの会費は、納入することを要しない。

5 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散し、又は第6条各号に規定するものでなくなったときは、退会したものとみなす。

(懲戒)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て会長がこれを懲戒することができる。

(1) この法人の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為その他この法人の目的に反する行為があったとき。

(2) 会員として品位を著しくそこないその結果この法人の名誉を毀損したとき。

(3) 正会員又は特別会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないとき。

2 懲戒は、次の3種とする。

(1) 戒告

(2) 1年以内の選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への出席権及び表決権並びに施設利用権の停止

(3) 除名

3 第1項の規定により会員を懲戒しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、懲戒の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 会長は、第1項により懲戒が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 前2条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費等の不返還)

第14条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の設定)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち代表理事（通称、「会長」という。）
1 人
- 3 理事のうち副会長 2人以上4人以内
- 4 理事のうち専務理事 1人
- 5 副会長及び専務理事は、業務執行理事とする。

（役員の選任）

第16条 すべての理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 副会長及び専務理事は、代表理事（会長）が理事の中から指名し、理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。
- 5 理事及び監事に異動があったときには、2週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 代表理事(会長)は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、代表理事(会長)を補佐し、代表理事(会長)に事故があるとき又は代表理事(会長)が欠けたときは、代表理事(会長)があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同

意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「懲戒」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 前項ただし書きの報酬額は、理事会において定める報酬等の支給額とする。

3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第22条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するため、この法人の専務理事の下に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(構成)

第24条 総会は、正会員のうち不動産鑑定士及び不動産鑑定士でない不動産鑑定業者の代表者から委任された不動産鑑定士をもって構成する。

2 正会員のうち鑑定業者の代表者が不動産鑑定士でないもの及び特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」上の社員総会とする。

(権限)

第25条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の懲戒

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 不可欠特定財産の処分の承認

- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を決定する。

(開催)

第 26 条 定時総会は、毎年 6 月に 1 回開催する。

2 臨時総会は、3 月及び次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第 27 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事(会長)が招集する。

2 代表理事(会長)は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求があった日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事(会長)は、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも会議の日の 14 日前までに構成員に通知を発送しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの間は会長を仮議長として議事を行うものとする。

(定足数)

第 29 条 総会は、構成員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 30 条 総会の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した総構成員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 31 条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条及び第 33 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権)

第 32 条 総会における議決権は、構成員 1 名につき 1 個とする。

(議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会に出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事(会長) 及び副会長並びに専務理事の選定及び解任。この場合において、理事会は会員の選挙により代表理事(会長)候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事(会長)が招集する。

2 代表理事(会長)が欠けたとき又は代表理事(会長)に事故があるときは、副会長及び専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(職務執行報告)

第 39 条 代表理事(会長)及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

2 資産は、代表理事（会長）が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事（会長）が別に定める。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 同条第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金）

第44条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事（会長）が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員等は、第16条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別紙

役員名簿

役 職 名	氏 名
代表理事 (会長)	岩崎 仁三郎
理事(副会長) (業務執行理事)	倉林 信夫
理事(副会長) (業務執行理事)	久下 武男
理事(副会長) (業務執行理事)	太幡 豊
理事(副会長) (業務執行理事)	遠山 誠
理事(専務理事) (業務執行理事)	内藤 秀一

役 職 名	氏 名
理事	門脇 誠
理事	山田 寛之
理事	小川 康雄
理事	鈴木 康隆
理事	鈴木 正人
理事	直井 裕
理事	阿久津裕志
理事	山口 邦男
監事	小林 正利
監事	福永 正子
監事	田中 弘

新旧対照表（参考）

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款（変更案）

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款

平成 年 月 日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び受託事業
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、整理及び情報の提供
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談等各種相談
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修
- (6) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するために、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上のための研修・情報の提供
- (2) その他公益目的事業を達成するために関連する事

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目10番4号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究及び研修
- (4) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集、整理及び情報の提供
- (5) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行
- (6) 県、市町村その他の公共団体及び諸団体等に対する協力及び受託事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同する下記の会員であって、8条の規定により、この法人の会員になった者をもって構成する。

- (1) 正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者及び埼玉県内に住所又は勤務地がある不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む、以下同じ。）。ただし、他の不動産鑑定士で構成する団体（都道府県不動産鑑定士協会）に所属していない者
- (2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者及び永年本会の正会員として会の運営に功績があった者
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学職経験者で総会において推薦された者

2 正会員のうち、不動産鑑定士及び不動産鑑定士でない不動産鑑定業者の代表者から委任された不動産鑑定士をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員とする。

(倫理の保持及び高揚)

第7条 会員は、不動産鑑定評価の社会的重要性に鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準並びにこの法人の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、品位の保持及び資質の向上に努め、その責務を果たすよう努めなければならない。

(会員の資格の取得)

第8条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会に際しては、理事会で定まる基準により、理事会で可否を決定し、本人に通知する。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、会員は、次条に定める額を支払う義務を負う。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 埼玉県内に事務所を有する不動産鑑定業者並びに正会員である鑑定業者に勤務する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補でこの法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験が豊富な者であって理事会の承認を得た者
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学職経験者で総会において推薦された者

(倫理の保持及び高揚)

第6条 会員は、不動産鑑定評価の社会的重要性に鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定評価基準並びにこの法人の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、品位の保持及び資質の向上に努め、その責務を果たすよう努めなければならない。

(入会)

第7条 正会員又は特別会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 会員となった者は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

4 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士の資格で正会員のものの会費は、納入することを要しない。

5 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散し、又は第6条各号に規定するものでなくなったときは、退会したものとみなす。

(懲戒)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て会長がこれを懲戒することができる。

(1) この法人の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為その他この法人の目的に反する行為があったとき。

(入会金)

第8条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士又は不動産鑑定士補で併せて不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の資格で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 名誉会員は、入会金を納入することを要しない。

4 第1項の規定にかかわらず、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が会員資格を喪失(懲戒処分による喪失を除く。)してから1年以内に再度正会員である不動産鑑定業者に勤務する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

(会費)

第9条 正会員及び特別会員は、総会で別に定める会費を毎年納入しなければならない。

2 前項の場合において、正会員である不動産鑑定業者の代表者であって、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の資格で正会員のもの(以下「二重資格業者会員」という。)の会費の額は、不動産鑑定業者の資格のみで正会員になった者の会費の額と同額とする。

3 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会)

第10条 会員は退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは法人である会員が解散し、又は第5条各号に規定するものでなくなったときは、退会したものとみなす。

(懲戒)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て会長がこれを懲戒することができる。

(1) この法人の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為その他この法人の目的に反する行為が

(2) 会員として品位を著しくそこないその結果この法人の名誉を毀損したとき。

(3) 正会員又は特別会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないとき。

2 懲戒は、次の3種とする。

(1) 戒告

(2) 1年以内の選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への出席権及び表決権並びに施設利用権の停止

(3) 除名

3 第1項の規定により会員を懲戒しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、懲戒の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 会長は、第1項により懲戒が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 前2条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費等の不返還)

第14条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の設置)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち代表理事(通称、「会長」という。)

1人

3 理事のうち副会長 2人以上4人以内

4 理事のうち専務理事 1人

5 副会長及び専務理事は、業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 すべての理事及び監事は、総会の決議によって

あったとき。

(2) 会員として品位を著しくそこないその結果この法人の名誉を毀損したとき。

(3) 正会員又は特別会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないとき。

2 懲戒は、次の3種とする。

(1) 戒告

(2) 1年以内の選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への出席権及び表決権並びに施設利用権の停止

(3) 除名

3 第1項の規定により会員を懲戒しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、懲戒の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 会員を除名しようとするときは、総会において正会員(二重資格業者会員にあっては、不動産鑑定業者としての正会員をいう。以下同じ。)総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(会費等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別、定数及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以上4人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内

(5) 監事 2人以上3人以内

2 会長は、正会員の中から総会において選任する。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 副会長及び専務理事は会長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て定める。

選任する。

2 代表理事（会長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副会長及び専務理事は、代表理事（会長）が理事の中から指名し、理事会の決議によって選定する。

4 監事は、理事及びこの法人の使用人を兼ねることができない。

5 理事及び監事に異動があったときには、2週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 代表理事（会長）は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、代表理事（会長）を補佐し、代表理事（会長）に事故があるとき又は代表理事（会長）が欠けたときは、代表理事（会長）があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行うほか、理事会に出席してその職務に関して意見を述べることができる。

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「懲戒」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（報酬等）

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 前項ただし書きの報酬額は、理事会において定める報酬等の支給額とする。

3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

（顧問）

第22条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

（事務局）

第23条 この法人の事務を処理するため、この法人の専務理事の下に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（役員の解任）

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 第11条第3項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「懲戒」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（役員に対する報酬等）

第17条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する場合、または、会員外の者を役員に充てる場合に限り有給とすることができる。

2 役員は、費用の弁償を受けることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

（顧問）

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

（事務局）

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(構成)

第24条 総会は、正会員のうち不動産鑑定士及び不動産鑑定士でない不動産鑑定業者の代表者から委任された不動産鑑定士をもって構成する。

2 正会員のうち鑑定業者の代表者が不動産鑑定士でないもの及び特別会員、名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」上の社員総会とする。

(権限)

第25条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を決定する。

(開催)

第26条 定時総会は、毎年6月に1回開催する。

2 臨時総会は、3月及び次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第27条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 特別会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(会議の権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほかこの法人の運営に関する重要な事項を決定する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決により理事会に委任された事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第23条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、

理事会の決議に基づき代表理事(会長)が招集する。

2 代表理事(会長)は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事(会長)は、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも会議の日の14日前までに構成員に通知を発送しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの間は会長を仮議長として議事を行うものとする。

(定足数)

第29条 総会は、構成員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第30条 総会の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の懲戒
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事

会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会長は、総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも会議の日の5日前までに構成員に通知しなければならない。

4 前項の規定は、理事会を招集する場合について準用する。

(会議の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

この場合において、議長が選出されるまでの間は会長を仮議長として議事を行うものとする。

2 理事会の議長は、出席理事のうちから選任する。

(会議の定足数)

第26条 会議は、構成員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第27条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 31 条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条及び第 3 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権)

第 32 条 総会における議決権は、構成員 1 名につき 1 個とする。

(議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会に出席した構成員の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(総会における書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(3) 代表理事(会長)及び副会長並びに専務理事の選定及び解任。この場合において、理事会は会員の選挙により代表理事(会長)候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事(会長)が招集する。

2 代表理事(会長)が欠けたとき又は代表理事(会長)に事故があるときは、副会長及び専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(職務執行報告)

第39条 代表理事(会長)及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない

第7章 資産及び会計

(資産)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金

- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

2 資産は、代表理事（会長）が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事（会長）が別に定める。

（事業年度）

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び収支決算）

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間

- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

（資産の管理）

第 31 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（事業年度）

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 33 条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始の 5 日前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から 2 月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（事業報告、決算及び財産目録）

第 34 条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 月以内に総会の承認を得なければならない。

備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 同条第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方

(長期借入金)

第35条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、埼玉県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事（会長）が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の役員等は、第 16 条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別紙

役員名簿

第 7 章 雑 則

(委任)

第 38 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立認可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月第 14 回通常総会において監事となった者、及び平成 14 年 5 月第 15 回通常総会において役員となった者に限り、役員の任期は 3 年とする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款の変更は、主務官庁の認可の日から施行する。

別 紙

役 職 名	氏 名
代表理事 (会長)	岩崎 仁三郎
理事(副会長) (業務執行理事)	倉林 信夫
理事(副会長) (業務執行理事)	久下 武男
理事(副会長) (業務執行理事)	太幡 豊
理事(副会長) (業務執行理事)	遠山 誠
理事(専務理事) (業務執行理事)	内藤 秀一
理事	門脇 誠
理事	山田 寛之
理事	小川 康雄
理事	鈴木 康隆
理事	鈴木 正人
理事	直井 裕
理事	阿久津裕志
理事	山口 邦男
監事	小林 正利
監事	福永 正子
監事	田中 弘

役 職	氏 名
会 長	関 田 英太郎
副 会 長	赤 熊 正 保
〃	岩 崎 彰
〃	鈴 木 秀 敏
〃	高 橋 正 光
専 務 理 事	倉 林 信 夫
理 事	今 西 芳 夫
〃	岩 崎 勉
〃	切 敷 幸 志
〃	小 林 章 治
〃	渋谷 正 雄
〃	島 村 英 夫
〃	鈴 木 稔
〃	関 口 哲 夫
〃	中 島 勇
〃	坂 東 健 男
〃	松 崎 文一路
〃	山 下 遊 亀
監 事	大 林 一 司
〃	山 口 昌 孝

(設立時)

第7号議案

入会金及び会費規則（案）

改定理由

公益法人制度改革関連3法が平成18年5月26日成立し、平成20年12月1日施行された。現在、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は特例民法法人となり平成25年11月30日までに公益社団法人に移行するか、一般社団法人に移行するか又は解散をするかの選択をし、期限までに移行等を完了させなければならない。

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会は、今まで「不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展を通じて土地等の適正な価格の形成及び健全な土地利用の増進に資することにより、県民生活の向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的」に掲げ社団法人として15年に亘り公益事業等の活動を行ってきた。今後においても名実共に公益社団法人として社会貢献を図っていく。

入会金及び会費規則を作成するに当たっては、新公益社団法人の機関設計について現社団法人埼玉県不動産鑑定士協会のものを多く踏襲すること。及び、新公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会定款に適合するようにした。

改正案は、以下のとおりである。

改定案

入会金及び会費規則

平成22年 月 日議決

本会は定款第10条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。

（入会金）

第1条 正会員の入会金は、次のとおりとする。

一 本会に入会后5年以上経過した不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ）が業者会員になろうとする場合、及び本会に入会后通算5年以上経過した業者会員で新たに従たる事務所が入会しようとする場合は20万円とする。

二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。

三 埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士は5万円、不動産鑑定士補は2万5千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士で併せて不動産鑑定士の資格者で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失（懲戒処分による喪失を除く。）してから1年以内に再度埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

4 第1項第1号の取扱については、退会してから5年以内に再度入会する場合に適用するものとする。

（正会員及び特別会員の会費）

第2条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- 一 不動産鑑定業者及び従たる事務所 20千円
- 二 不動産鑑定士 20千円
- 三 不動産鑑定士補 10千円

- 2 特別会員の1四半期当たりの会費は、10千円とする。
- 3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。
- 4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。
- 5 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。
 - (1) 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士（代表者が複数名の場合はその1名）
 - (2) 名誉会員

(特別会費)

第3条 本会は、本会が支援した公益目的事業に従事した正会員から特別会費を徴収することができる。特別会費の額は理事会の議を経て代表理事がこれを定める。

(会費の減免)

- 第4条 病気等の療養のため長期にわたり業務を行うことができない会員、その他必要と認められる会員については、理事会の承認を得て通常会費または特別会費の一部もしくはその全部を減免することができる。
- 2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

(細則)

第5条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合の入会金、会員の種別変更の場合及び会費を異にする資格に該当するに至った場合の会費並びに入会金及び会費の納入方法等については、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1 本規則は、本会設立の登記の日からこれを施行する。
- 2 第1条の期間の算定に当たっては、本会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。

新旧対照表（参考）

規則（変更案）	現規則
入会金及び会費規則 平成22年 月 日議決 本会は定款第10条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。	入会金及び会費規則 平成21年 5月27日一部改正議決 本会は定款第8条及び第9条の規定に基づき、入会金及び会費規則を次のように定める。

(入会金)

第1条 正会員の入会金は、次のとおりとする。

- 一 本会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む、以下同じ。)が業者会員になろうとする場合、及び本会に入会後通算5年以上経過した業者会員で新たに従たる事務所が入会しようとする場合は20万円とする。

二 前号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。

三 埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士は5万円、不動産鑑定士補は2万5千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員である不動産鑑定業者の代表者である不動産鑑定士で併せて不動産鑑定士の資格者で正会員になろうとするものは、入会金を納入することを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、不動産鑑定士が会員資格を喪失(懲戒処分による喪失を除く。)してから1年以内に再度埼玉県内に住所又は勤務する不動産鑑定士として入会する場合には、入会金を納入することを要しない。

4 第1項第1号の取扱については、退会してから5年以内に再度入会する場合に適用する。

(正会員及び特別会員の会費)

第2条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| 一 不動産鑑定業者及び従たる事務所 | 20千円 |
| 二 不動産鑑定士 | 20千円 |
| 三 不動産鑑定士補 | 10千円 |

2 特別会員の1四半期当たりの会費は、10千円とする。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- 一 本会に入会後5年以上経過した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業者会員になろうとする場合、及び本会に入会後通算5年以上経過した業者会員で新たに従たる事務所が入会しようとする場合は20万円とする。

二 本会に入会後3年以上5年未満経過した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業者会員になろうとする場合、及び本会に入会後通算3年以上5年未満経過した業者会員で新たに従たる事務所が入会しようとする場合は30万円とする。

三 前2号以外の者が業者会員になろうとする場合は40万円とする。

四 不動産鑑定士は2万5千円、不動産鑑定士補は1万5千円とする。ただし、不動産鑑定業者に属する不動産鑑定士、不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合、不動産鑑定士は1万円、不動産鑑定士補は5千円とする。

五 特別会員となろうとする者は、2万5千円とする。

(正会員の会費)

第2条 正会員の1四半期当たりの会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| 一 不動産鑑定業者及び従たる事務所 | 20千円 |
| 二 不動産鑑定士 | 20千円 |
| 三 不動産鑑定士補 | 10千円 |

3 年度途中で入会した者の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。

4 年度途中で退会した者の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

5 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。

(1) 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士(代表者が複数名の場合はその1名)

(2) 名誉会員

(特別会費)

第3条 本会は、本会が支援した公益目的事業に従事した正会員から特別会費を徴収することができる。特別会費の額は理事会の議を経て代表理事がこれを定める。

(会費の減免)

第4条 病気等の療養のため長期にわたり業務を行うことができない会員、その他必要と認められる会員については、理事会の承認を得て通常会費または特別会費の一部もしくはその全部を減免することができる。

2 会費の減免を受けようとする会員は、理事会が定める会費減免申請書に理由を証する書面を添えて会長に申請するものとする。

(細則)

第5条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合の入会金、会員の種別変更の場合及び会費を異にする資格に該当するに至った場合の会費並びに入会金及び会費の納入方法等については、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1 本規則は、本会設立の登記の日からこれを施行する。
- 2 第1条の期間の算定に当たっては、本会設立時に社団法人埼玉県不動産鑑定士協会会員であった者は、当該会員であった期間を参入するものとする。

2 年度途中で入会した正会員の会費の額は、入会日の属する四半期分からとする。

3 年度途中で退会した正会員の会費の額は、退会日の属する四半期分までとする。

第2条の2 本会は、本会が受託した収益事業に従事した正会員から特別会費を徴収することができる。特別会費の額は理事会の議を経て会長がこれを定める。

(特別会員の会費)

第3条 特別会員の会費は毎年当たり30千円とする。

(細則)

第4条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合又は会員の種別を変更する場合の入会金、会員の種別変更の場合及び会費を異にする資格に該当するに至った場合の会費並びに入会金及び会費の納入方法等については、理事会の定めるところによる。

附 則

本規則は、本会設立の日からこれを施行する。

附 則 (平成8年3月28日一部改正)

この改正は、平成8年度分会費よりこれを適用する。

附 則 (平成8年5月27日一部改正)

この改正は、平成7年度収益事業から適用する。

附 則（平成１１年９月２４日一部改正）

- １ この規則の変更は、平成１２年９月２２日から施行する。
- ２ 会費規則のうちの入会金の扱いについて、退会してから５年以上経過した者が再度入会する場合は、新規入会扱いとする。

附 則（平成１２年９月２２日一部改正）

この規則の変更は、平成１１年９月２４日から施行する。

附 則（平成１３年６月１５日一部改正）

- １ この規則の変更は、平成１３年６月１５日から施行する。
- ２ 第１条第２項及び第３項の期間の算定に当たっては、本会設立時に社団法人日本不動産鑑定協会埼玉県部会会員であった者は、当該部会員であった期間を算入するものとする。

附 則（平成１７年３月２４日一部改正）

この改正は、平成１７年３月２４日から適用する。

附 則（平成１９年３月２７日一部改正）

この改正は、平成１９年３月２７日から適用する。

附 則（平成１９年５月２９日一部改正）

この改正は、平成１９年６月２７日から適用する。

附 則（平成２０年３月２４日一部改正）

この改正は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２１年５月２７日一部改正）

- １ この規則は、平成２１年 ７月１日よりこれを施行する。
- ２ 平成２１年６月３０日現在の正会員のうち「不動産鑑定業者及び従たる事務所」及び「不動産鑑定士」は、この規則の改定による平成２１年度の会費については第２四半期１０千円、及び、第３、第４四半期それぞれ２０千円を納付しなければならない。
- ３ 平成２１年６月３０日現在の正会員のうち「不動産鑑定士補」は、この規則の改定による平成２１年

	度の会費については第4四半期10千円を納付しなければならない。
--	---------------------------------

会員構成について（付帯決議・案）

決 議

会員構成について、今後検討していくことを決議する。

主旨説明

近年、鑑定評価の件数が減少する中、入札による価格競争は、鑑定評価の質を低下させ、鑑定評価に対する信頼を失わせ、不動産鑑定士を疲弊させてつづつあります。

入札による価格競争の流れを変えるためにも、鑑定士協会を公益法人化すると共に、名実ともに鑑定士・補のみの資格者団体であることを積極的にアピールすべきです。

秋田県・長野県・栃木県・静岡県・石川県・奈良県・京都府・兵庫県・高知県では、既に鑑定士・補の個人会員のみになっており、鑑定業者を会員に入れていません。また、滋賀県では、公益法人の認可を得たことと共に、鑑定士・補のみの資格者団体であることをホームページ等で積極的にアピールしています。

千葉県では、鑑定士・補の個人会員のみにする方向で検討していくことが、5月の総会で付帯決議されました。

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の正会員は、鑑定業者と鑑定士・補で構成（会員数280余）しています。しかし、業者の代表者が鑑定士の場合には、会費は1会員分、議決権は1つにしており、実質的な会員数は140余です。

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会においても、公益法人化を機会に、正会員は鑑定士・補のみで構成することにより、資格者団体であることを積極的にアピールすべきです。

平成22年度 社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会役員等名簿

顧問 河田昭夫、吉野禎一、関田英太郎、小山光男、赤熊正保、高橋正光、
岩崎 彰、渋谷正雄、今西芳夫

会長 岩崎仁三郎

副会長 倉林信夫（研究広報担当）、久下武男（総務財務担当）、
太幡 豊（公的土地評価担当）、遠山 誠（業務推進担当）

専務理事 内藤秀一

理事 門脇 誠、山田寛之（総務財務）、小川康雄、鈴木康隆（研究広報）、
鈴木正人、直井 裕（業務推進）、阿久津裕志、山口邦男（公的土地評価）

監事 小林正利、田中 弘、福永正子

〔総務財務委員会〕

委員 風岡淳一、齋藤雅一、佐藤 隆、鈴木良彦、立澤靖弘、鳥羽健二郎、
牧元航也

〔研究広報委員会〕

委員 上杉徳子、植野裕高、宇田陽一、浦野一郎、大熊一成、斉木信夫、
島津通之、中山晶夫、平野光芳、山口和範

〔業務推進委員会〕

委員 荒井信宏、岡本祐一、黒住明央、中川貞美、西原 崇、堀口学郎、
三好徳昌

〔公的土地評価委員会〕

委員 相川晶彦、岡田充司、佐久間文彦、貫井正之、根岸一雄、馬場康晴、
福島經基、森田裕之